

# 北海道獣医師会講習会運営規程

平成 25 年 12 月 13 日 設 定  
平成 28 年 3 月 16 日 一部改定  
平成 29 年 12 月 13 日 一部改定  
平成 30 年 3 月 14 日 一部改定

(趣 旨)

1. この規程は、公益社団法人北海道獣医師会（以下「本会」という。）が開催する獣医技術向上に係る講習会・研修会や市民フォーラム・公開講座等の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部主管講習会)

2. 本部（定款第 43 条第 1 項の事務局をいう。以下同じ。）は、公益社団法人日本獣医師会および北海道等からの委託による講習会をはじめ、必要に応じ適切な講習会を随時開催する。

(支部主管講習会)

3. 各支部は、次の講習会を毎年度各 1 回主管して開催することができる。なお、④は原則として管轄内に食肉衛生検査所が所在する支部で開催するものとする。

① 獣医新技術講習会	分野は問わない	予算 5 万円以内
② 産業動物講習会	産業動物分野	〃 10 万円以内
③ 小動物講習会	小動物分野	〃 10 万円以内
④ 食肉検査研修会	食肉検査に係わる分野	〃 5 万円以内
⑤ シニア研修会		〃 5 万円以内

(ブロック講習会)

4. 前項②の産業動物講習会、同項③の小動物講習会については、各支部を次のとおり分けたブロック単位で開催することができる。あらかじめ、ブロック内支部間で協議し、ブロック開催または支部開催のいずれかを決定する。この場合の予算は 20 万円以内とし、残金が生じても、これを他の講習会や事業に振り向けることは不可とする。

道央ブロック：石狩・空知・後志支部

道南ブロック：道南・胆振・日高支部

道東ブロック：十勝・釧路・根室・オホーツク支部

道北ブロック：上川・宗谷・留萌支部

(予算の配分)

5. 年度内に二つ以上の支部主管の講習会を開催する場合、各講習会で生じた残金は、当該支部が主管する他の講習会に振り向けることができる。

(計画・終了の報告)

6. 各支部は、4 月末日までに年度内開催予定を本部に報告するとともに、各講習会開

催 2 か月前までに開催案内（北獣会誌掲載）を本部に提出する。

7. 各支部は、講習会終了後 1 か月以内に開催報告書（北獣会誌原稿を含む）を証憑書類添付のうえ、本部に提出する。

（講師謝金・旅費）

8. 講習会・研修会・講演会等の講師に支払う謝金は、原則として 1 時間当たり 10,000 円（源泉徴収後）とする。ただし、30 分以下の場合、5,000 円（源泉徴収後）とする。なお、会長が特に必要と認める場合、他の規程等により予め額が決められている場合はその都度決定する。

9. 地区学会時に開催するシンポジウムにおける講師については、本会会員の場合原則謝金を支払わない。

10. 講習会・研修会・講演会等の講師が往復に要する旅費は、本会旅費規程により支払う。ただし、講師等に謝金を支払う場合、日当は支払わない。なお、源泉徴収分は加算できるものとする。また往復に要する交通費、宿泊費を、主催者が直接ホテルや旅行会社等へ支払うこともできる。

（開催経費）

11. 開催経費は以下のとおりとし、懇親会費等の飲食費は支出対象外とする。

1) 運営スタッフ旅費：本会旅費規程により支給する。なお、運営スタッフに賃金を支払う場合、日当の支給は不可とする。

2) 昼食を挟み開催する講習会においては、弁当（お茶代込みで 1,000 円以内）を提供することができる。

3) 運営人件費：運営スタッフ（アルバイト）に対し、1 時間当たり 1,000 円を上限とする賃金を支払うことが出来る。ただし、平日（勤務時間内）開催の場合、常勤職員等への支払いは不可とする。

4) 施設使用料：会場使用料のほか、会場附帯設備（マイク、ホワイトボード、液晶プロジェクター等）の使用料を支出できる。

5) 資料印刷費：講習会使用のテキスト等の印刷、コピー代金を支出できる。

6) 通信運搬費：会員等への開催案内周知、講師等への連絡調整に要する費用、資材運送費用を支出できる。

7) 消耗品費：事務用品等を支出できる。

（改正）

12. この規程の改正は、理事会において行うものとする。

附則

1. 平成 30 年 3 月 14 日の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。